



WebでEco!

地球環境保護にぜひご協力ください。

「WebでEco!」とは、地球環境保護のため、本冊子「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」、「ペット保険普通保険約款および特約」および「保険金請求書」の送付を省略させていただくことです。弊社ホームページから閲覧・ダウンロードができます。ご協力いただける場合は、マイページの「WebでEco!」からご登録ください。次年度のご継続時より、送付を省略させていただきます。

※多頭契約の場合、契約ごとの登録が必要です。



メールアドレスを ぜひご登録ください!

弊社では、メールアドレスをご登録いただいた方へメール配信サービスを行なっています。

- 保険金請求受付メール・・・・・・保険金請求を受付けたことをお知らせします。
- 保険金支払い手続き完了メール・・・保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。
- メールマガジン・・・・・・・・・どうぶつの健康に関する情報等を配信します。



保険金の不正請求に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

弊社では、ペット保険の健全な発展・運営や被保険者様に対する保険金の適正な支払いの観点から、保険金の不正請求に関する通報、相談を受付けております。お心あたりの事案がございます場合には、以下より通報、相談をお願いいたします。



<https://www.anicom-sompo.co.jp/fair/> ☎ 0120-971-378

受付時間：平日 9:30～17:30 / 土日・祝日 9:30～15:30

お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ



<https://www.anicom-sompo.co.jp/>

あんしんサービスセンター

0800-888-8256

ご意見・苦情等はお客様相談センターへ

0800-111-1091

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

■ 保険会社との間で 問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)をご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター ナビダイヤル(有料) 0570-022808

受付時間：平日 9:15～17:00
(12月30日～1月4日を除く)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は、適用されません。
※電話リレーサービス、IP電話をご利用の場合は、同協会のホームページに記載の直通電話番号におかけください。

■ 引受保険会社



anicom
アニコム損害保険株式会社

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

YK024-2507-27

どうぶつ健保

アニコム損保のペット保険

ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)

お手元で保管し、ご契約後の
手引きとしてご活用ください。



「ご契約のしおり(兼 保険金 請求方法のご案内)」について

この冊子は、アニコム損保(以下、「弊社」)のペット保険(以下、「どうぶつ健保」)についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時やご契約後にご注意いただきたいこと等、ぜひ知っていただきたい事柄のご説明と保険金請求のお手続き方法を記載しています。また、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」もあわせてご一読の上、大切に保管いただきますようお願いいたします。

弊社の目指す「あんしん」とは

どうぶつは大切な家族。家族がケガや病気をしたら、できる限り世話をし、早く元気になってほしいと願うのは、誰もが同じ気持ちです。弊社は「どうぶつ健保」を通じて、ご契約者をはじめご家族の皆様にも一日も早く笑顔が戻ってほしい、と願っています。家族の笑顔と健康の回復、そして何より豊かなどうぶつの暮らしこそ、弊社の目指す「あんしん」です。



anicom
アニコム損害保険株式会社

2025年7月

ご契約のしおり (兼保険金請求方法のご案内)

目次

主な用語のご説明 P 1

第1章 ご契約のしおり

1 | ご契約に際して

- 1 個人情報の取扱いに関するご案内 P 3
- 2 代理店の役割 P 3
- 3 保険料控除 P 3
- 4 保険会社破綻時の取扱い P 3

2 | 保険の特長と仕組み

- 1 取扱商品と概要、契約条件について P 4
- 2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について) P 4
- 3 ご契約者および被保険者 P 5
- 4 告知義務について P 5
- 5 補償内容について P 6
- 6 保険期間と保険責任 P 7
- 7 待機期間 P 8
- 8 主な特約とその概要 P 8
- 9 補償の重複 P 9
- 10 2年目以降のご契約継続について P 9

3 | 保険料について

- 1 保険料の払込方法 P11
- 2 保険料の支払方法とスケジュール P11
- 3 保険料の払込期日と猶予期間 P12
- 4 契約の解約と返還保険料 P13
- 5 契約の失効と返還保険料 P13
- 6 重大な事由による解除 P13

4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

- 1 書面によるお手続きが必要なもの P14
- 2 マイページでお手続き可能なもの P14
- 3 お手続きQ & A P15

第2章 保険金請求について

- 1 | 保険金をお支払いする場合 P16
- 2 | 保険金をお支払いできない場合 P17
- 3 | 保険金請求手続きの流れ P19
- 4 | 窓口で精算できる場合のお手続き P21
- 5 | 窓口で精算できない場合の具体例 P22
- 6 | 直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き P23
- Q&A(保険金請求について) P26
- 7 | ペット賠償責任特約について P29

主な用語のご説明

あ 行

医薬品

保険運営上の医薬品とは「医薬品医療機器等法」にて農林水産大臣もしくは厚生労働大臣より承認された「動物用医薬品」および「人用医薬品」をいいます。

応当日

保険期間中に迎える「契約日に対応する日」のことをいいます。
〈例〉始期日の1ヶ月後の応当日…
4月30日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は5月30日となります。
ただし、応当日がない場合は、その月の末日となります。
5月31日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は6月30日となります。

か 行

契約者

保険契約締結後、保険会社との間の契約上の様々な権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料のお支払い義務)を持つ約款上の「保険契約者」をいいます。

告知義務

申込書のどうぶつの種類・品種・体重・生年月日・年齢および告知書の記載事項については、ご契約に関する重要な告知事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの記載内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約のみ該当します。

さ 行

始期月

始期日が属する月をいいます。

始期日

保険期間の始期の属する日をいいます。

失効(死亡失効)

ご契約のどうぶつが死亡したときにご契約の効力が失われることをいいます。

傷病

ご契約のどうぶつが被った障害を約款上「傷病」といい、以下「ケガ・病気」といいます。

- (1)ケガ…どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害をいいます。(身体外部から有毒物質等を偶然かつ一時に吸入し、急激に生ずる中毒症状を含み、有毒物質等を継続的に吸入した結果生ずる中毒症状、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。)
- (2)病気…(1)のケガ以外の身体の障害をいいます。

主契約

約款のうち「ペット保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)」に記載されている契約内容をいいます。

手術(アニコム損保における手術の定義)

診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

診療明細書

診療を受けた動物病院において会計時に発行される、診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。
保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただくよう動物病院に依頼してください。

た 行

対応病院

「どうぶつ健保」に対応している動物病院をいいます。一部の例外を除いて病院の窓口で保険金の請求手続きをすることができます。窓口で精算できる場合、窓口で精算できない場合については、P22をご覧ください。

待機期間

「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて30日を経過した日の24時までの期間をいいます。待機期間中に発症した病気は、待機期間終了後も保険の対象となりません。

他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

通院(アニコム損保における通院の定義)

診療が必要な場合において、家庭どうぶつが入院以外の診療を受けることをいいます。

どうぶつ

保険の対象となる約款上の「家庭どうぶつ」をいいます。
弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えない限り「どうぶつ」と表記しています。

どうぶつ健康保険証

契約者名・被保険者名・どうぶつ名・どうぶつの生年月日・写真等の情報が記載された、弊社発行のカードをいいます。
対応病院において保険金を窓口で請求する際には、このカードを窓口に提示していただくことにより、保険で支払われる金額以外の診療費等のお支払いとなります。
カードの他、マイページから表示できる「e-どうぶつ保険証」もあります。

特約

普通保険約款に記載されている補償内容をさらに充実させることや、保険料払込方法などについて特別なお約束をすることを目的に適用するものです。

な 行

入院(アニコム損保における入院の定義)

診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、家庭どうぶつを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。(契約者、被保険者都合のお預かりは入院とはなりません。)

は 行

払込期日

保険料を払い込みいただくお約束の期日をいいます。

引受審査

どうぶつの健康状態によって、弊社が引受の可否や特別な条件を適用(特定傷病除外特約の適用)してお引受できるかを判断する行為をいいます。

被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますのでご注意ください。詳しくはP5をご覧ください。

保険期間

保険会社が契約に対して補償の責任を負う期間をいいます。

保険金

約款で定められた支払事由に該当したときに、弊社から被保険者にお支払いするお金をいいます。

保険証券

ご契約のどうぶつ、ご契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。
なお、弊社では保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ兼 意向確認書(控)」・「どうぶつ健康保険証」をお届けしています。また、マイページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードができます。
※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。

保険料

保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金をいいます。

ま 行

マイページ

弊社ホームページ上に契約者ごとの「マイページ」をご用意しており、ご契約内容の確認、住所変更、保険金請求などができます。ログイン時には証券番号とパスワードが必要となります。

窓口精算

対応病院で診療を受けた際、被保険者が支払うべき診療費の額から保険金の額を除いた自己負担額を動物病院に支払うことによって、動物病院の窓口で保険金の請求手続きが完了することをいいます。
窓口で精算された場合には、被保険者に代わって対応病院が弊社に保険金を請求します。窓口での精算が可能な条件は、①対応病院で診療を受けること ②窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること ③病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること の3つとなります。詳しくは、P21をご覧ください。

満期日

保険期間の満期の属する日をいいます。

や 行

約款

ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、普通保険約款と特約があります。

有効性確認(保険契約の有効性確認)

保険契約の有効性確認とは、ご契約が有効であるか、また窓口での精算が可能な条件を満たしているかを対応病院が確認することをいいます。
万が一、対応病院の窓口で保険契約の有効性が確認できない場合であっても、補償が途切れておらず支払事由に該当する場合には、後日弊社へ直接ご請求いただければ保険金をお支払いします。

1 | ご契約に際して

1 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

(1)本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

(2)契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

(3)弊社とアニコムグループ各社との間で各社の商品・サービス等の開発・提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

(4)再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ(<https://www.anicom-sompo.co.jp/>)をご覧ください。

※共同利用を行うアニコムグループ各社から、海外子会社は除きます。

2 代理店の役割

- (1)保険契約の「代理」と「媒介」について
- 弊社の保険代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、弊社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介を行います。代理店には、保険契約の締結の「代理」権を有する代理店と、保険契約の締結の「媒介」を行う代理店とがあります。また、保険商品によっても代理店の役割が異なりますので、ご契約にあたり代理店の役割がご不明な場合は、弊社または弊社代理店までご確認ください。
- (2)「代理」について
- 新規に保険契約をお申込みいただく場合、保険契約の締結代理権を有する代理店とご締結いただいた保険契約は、有効に成立したことになります。「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」「どうぶつ健保きずな」の場合は、代理店は弊社に代わって保険契約の締結を行います。
- (3)「媒介」について
- 代理店がお客様と弊社との間で保険契約の締結の媒介を行う場合は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに、保険契約が締結されたものとして有効に成立します。「どうぶつ健保ふぁみりい」の場合、代理店は保険契約の締結の「媒介」を行います。

3 保険料控除

ペット保険「どうぶつ健保」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

4 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。

損害保険契約者保護機構についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 損害保険契約者保護機構 TEL: 03-3255-1635 <http://www.sonpohogo.or.jp/>

2 | 保険の特長と仕組み

どの商品に契約しているかにつきましては、お手元の「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」またはマイページでご確認いただけます。

1 取扱商品と概要、契約条件について

- 家庭等で飼養、管理されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める盲導犬・介助犬および聴導犬が対象となります。
- 事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象とはなりません。

商品名	概要	対象どうぶつ	対象年齢
「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約	代理店を通じて、または弊社に直接お申込み(郵送・オンライン加入)いただく商品です。 ●原則として健康体であることが条件です。*1	犬・猫	7歳11ヶ月まで
		鳥・うさぎ・フェレット	3歳11ヶ月まで
「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」	「どうぶつ健保すまいるべいびい」から引き続き補償をご継続される方を対象とする商品です。	犬・猫	「すまいるべいびい」ご契約の時点で満0歳
「どうぶつ健保べいびい」	ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになったと同時に お申込みいただく商品です。	犬・猫	ご契約の時点で満0歳
「どうぶつ健保はっぴい」		ミニまる*2	ご契約の時点で満1歳まで
「どうぶつ健保きずな」		犬・猫(保護・譲渡)	全年齢(制限なし)
「どうぶつ健保ふぁみりい」継続契約	「どうぶつ健保」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。	犬・猫・ミニまる*2	原則、終身ご継続可能です。

*1 ただし、治療中のケガ・病気等がある場合でも、「そのケガ・病気は保険の対象外」とする条件(特定傷病除外特約)をつけてお引受ができる場合もあります。なお、以下の病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合には、契約のお引受自体ができませんのであらかじめご了承ください。また、以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受ができない場合もあります。(審査の基準について開示することはできません。)

①悪性腫瘍 ②慢性腎臓病 ③糖尿病 ④肝硬変(肝線維症) ⑤副腎皮質機能低下症(アジソン病) ⑥副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群) ⑦甲状腺疾患 ⑧免疫介在性血小板減少症 ⑨免疫介在性溶血性貧血 ⑩巨大結腸症 ⑪巨大食道症(食道拡張症) ⑫脾外分泌不全 ⑬猫伝染性腹膜炎(FIP) ⑭猫白血病ウイルス感染症(FeLV) ⑮パネシア症⑯ヘモプラズマ症(ヘモバルトネラ症)

*2 ミニまるとは、弊社の造語で、以下のどうぶつ種を指します。
小動物(うさぎ・フェレット・モモンガ・リス・ハムスター・ネズミ・モルモット・ハリネズミ・チンチラ)、鳥、はちゅう類(カメ・トカゲ・ヘビ)

2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

- 以下の契約がクーリングオフ制度の対象となります。
- 「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約 ※継続契約は対象とはなりません。
 - 「どうぶつ健保べいびい」 ●「どうぶつ健保はっぴい」 ●「どうぶつ健保きずな」

- 弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。
- (1)お手続期間:「お客様が契約を申込みれた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として、8日以内であればクーリングオフを行うことができます。
- (2)クーリングオフされる場合:はがきに次の必要事項をご記入の上、上記期間内(8日以内の消印有効)に必ず郵送いただくか、弊社ホームページ掲載のお申し出フォーム(<https://www.anicom-sompo.co.jp/coolingoff/>)で通知(8日以内の発信日有効)してください。なお、ご契約を申込みれた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできませんのでご注意ください。
- 【記入必要事項】 ●ご契約をクーリングオフする旨の記載 ●ご契約を申込みれた方の住所、氏名、捺印もしくはフルネームサイン、電話番号
- ご契約を申込みれた年月日 ●ご契約を申込みれた保険の内容
- ご契約を申込みれた弊社代理店名 a.証券番号 b.ご契約を申込みれたどうぶつの種類および品種
- 【送付先】〒160-8352 東京都新宿区西新宿 8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー 39階
アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係
- (3)保険料の返還:クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還いたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

3 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1)「**どうぶつ健保ふぁみりい(団体扱・集団扱を除く)**」「**どうぶつ健保すまいるふぁみりい**」「**どうぶつ健保べいびい**」「**どうぶつ健保はっぴい**」「**どうぶつ健保きずな**」

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合は弊社までお問い合わせください。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますので、ご注意ください。 保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ●本人の配偶者(注) ●本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ●本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2)「**どうぶつ健保ふぁみりい**」**団体扱・集団扱**

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、団体扱・集団扱特約を適用してご契約いただけるのは、お勤め先等の団体や集団と弊社との間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、かつ、ご契約者が以下の範囲に該当する場合に限られます。詳しくは弊社までお問い合わせください。また、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合も弊社までお問い合わせください。 (1)団体扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 企業等の団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方を原則としますが、団体によっては、系列会社の社員の方および団体の退職者の方も団体扱の対象とすることができます。お勤め先が系列会社に含まれるか否か等は、代理店または弊社にご確認の上お申込みください。 (2)集団扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 ①集団の構成員の方 ②集団の構成員の役職員の方 なお、集団ご自身および集団の役職員の方につきましても、集団扱の対象とすることができます。詳しくは、代理店または弊社にご確認の上お申込みください。
記名被保険者	申込書の記名被保険者欄に名前のある方をいい、次のいずれかの方が記名被保険者となります。 ①ご契約者 ②ご契約者の配偶者(注) ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の 扶養 親族
被保険者	保険の補償を受けられる方をいい、上記の記名被保険者に加え、次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(注)配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※以下の要件を全て満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
①婚姻意思*を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。



●ご契約者および被保険者は**反社会的勢力に該当しないことが申込条件です**。保険契約者、被保険者が次の反社会的勢力のいずれかに該当すると認められた場合には、ペット保険普通保険約款に基づき、保険契約は解除されます。
①暴力団 ②暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む) ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業その他反社会的勢力

4 告知義務について

「**どうぶつ健保ふぁみりい**」初年度契約のみ該当します。

ご契約者には「**どうぶつ健保ふぁみりい**」初年度契約時に、弊社が告知を求めた次の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。これらの告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。

- ご契約の**どうぶつ**の種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
- ご契約の**どうぶつ**の過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件(特定傷病除外特約)でお引受できる場合や、お引受できない場合があります。)
- 他のペット保険契約などの有無

保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って相互扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が悪い場合などについても無条件にお引受をすると、ご契約者間の公平性が保たれないため、ご契約にあたっては、弊社が申込書および告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお申し出ください。また、正確な告知が無かった場合は、弊社より保険金をお支払いした後であっても、調査を行う可能性があり、診療状況によって特定傷病除外特約を提示させていただく場合がございます。

5 補償内容について

この保険は、ご契約の**どうぶつ**が、ケガ・病気によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費のうち、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態*ごとの1日(1回)あたりの支払限度額、限度日数(回数)を上限とします。

*各診療の形態についてはP16をご覧ください。



- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ下記支払限度額が適用されます。➡例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。

(1)「**どうぶつ健保ふぁみりい**」(初年度契約)「**どうぶつ健保すまいるふぁみりい**」「**どうぶつ健保はっぴい**」「**どうぶつ健保きずな**」

※「**どうぶつ健保はっぴい**」「**どうぶつ健保きずな**」の場合、始期日から1ヶ月間は、時間外診療費および往診料も保険の対象となります。(2ヶ月目以降は保険の対象となりません。)

	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 14,000 円まで ※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。	1日あたり最高 10,000 円まで ※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。
入院		
手術	1回あたり最高 140,000 円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 100,000 円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。

(2)「**どうぶつ健保べいびい**」

保険契約の始期日から最初の1ヶ月間は支払割合100%、以降2ヶ月目からの支払割合は以下のとおりとなります。

※最初の1ヶ月間は、時間外診療費および往診料も保険の対象となります。(2ヶ月目以降は保険の対象となりません。)

	最初の1ヶ月間	以降11ヶ月間	
	支払割合 100% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 20,000 円まで	1日あたり最高 14,000 円まで	1日あたり最高 10,000 円まで
入院	※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。		
手術	1回あたり最高 200,000 円まで ※1ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 140,000 円まで	1回あたり最高 100,000 円まで ※11ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。

(3)「どうぶつ健保ふぁみりい」継続契約

ご契約内容により、限度日数が異なります。

①スタンダードタイプ(限度日数あり)

	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は各20日までです。	1日あたり最高10,000円まで ※1年間にご利用できる日数は各20日までです。
入院		
手術	1回あたり最高140,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。	1回あたり最高100,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

②ワイドタイプ(限度日数なし)

※2014年10月までにお申込みのご契約のみ対象となります。新規での商品は取扱っておりません。

	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。	1日あたり最高10,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
入院		
手術	1回あたり最高140,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。	1回あたり最高100,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

- 

ご注意
- ご継続時に「ワイドタイプ(限度日数なし)」から「スタンダードタイプ(限度日数あり)」へ変更した場合、翌年度以降「ワイドタイプ」への変更はできませんのでご了承ください。
 - 支払割合の変更は、継続時に限り行うことができますが、保険期間の途中では変更できません。
 - 継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。
 - 審査の内容につきましては開示いたしかねますのであらかじめご了承ください。なお、支払割合の引き上げに関する審査は毎年、ご契約時に行います。



ご注意

保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P17 第2章 保険金請求について「保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

6 保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、初年度契約における保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」

①郵送でのお申込みの場合

始期	毎月25日までに申込書が弊社に到着した場合は、その翌々月1日*の0時
満期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

*必要書類に不備がある等、弊社が契約の引受に関する審査を終了できず、保険契約の始期日を繰延べすることがあります。それにより始期日時点でのどうぶつの年齢が変わる場合、変更後の年齢による保険料を適用します。変更後の保険料、保険期間等については弊社から別途通知します。

②オンライン加入の場合

始期	お申込手続きが完了した日の1ヶ月後(翌月応当日)*の0時 *31日などで翌月応当日がない場合は翌々月の1日の0時
満期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

③団体扱・集団扱契約における保険期間と保険責任

始期	告知書にケガ・病気、予防目的以外の医薬品等の告知が「ない」場合	申込日の1ヶ月後(翌月応当日)*の0時より保険責任が発生します。
	告知書にケガ・病気、予防目的以外の医薬品等の告知が「ある」場合	弊社における契約引受に関する審査(引受審査)が終了した日の、1ヶ月後(翌月応当日)*の0時より保険責任が発生します。
	オンライン加入の場合	お申込手続きが完了した日の1ヶ月後(翌月応当日)*の0時
	「どうぶつ健保ふぁみりい」等を既にご契約いただいており、その継続契約として申込みをいただいた場合	既にご契約いただいている契約の満期日の翌日0時より、継続契約の保険責任が発生します。
満期	始期日の1年後の応当日前日の24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)	

*31日などで翌月応当日がない場合は翌々月の1日の0時

(2)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

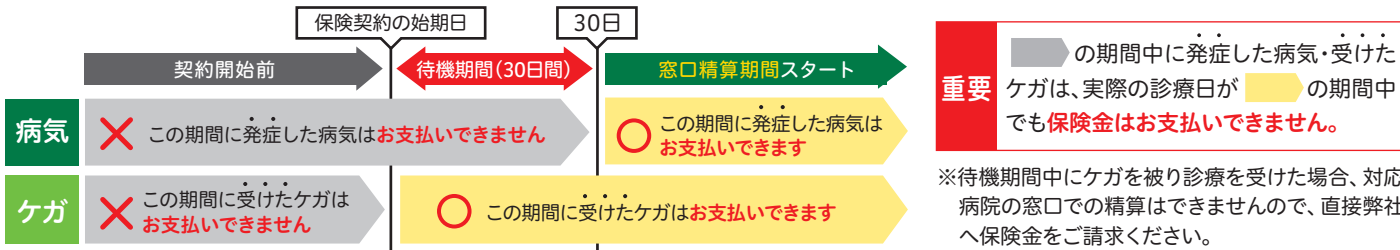
始期	「すまいるべいびい」の満期日の翌日0時
満期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

(3)「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」「どうぶつ健保きずな」

始期	保険契約締結後のどうぶつのお引渡し時
満期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

7 待機期間

「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約(次年度以降の継続契約を含みません。)に限り、保険契約の始期日から、30日間の待機期間があります。発症日・受傷日によっては、保険金をお支払いできないため、ご注意ください。



8 主な特約とその概要

ご契約により適用される特約が異なりますので、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等でご確認ください。

特約名	特約の概要
継続契約特約	すべてのご契約に適用される特約です。特段のお申し出がない限り満期後は、原則自動的に契約は継続されます。
ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした咬みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。 ※保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。 ※弊社担当者が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。

- 1事故につき、3,000円を自己負担額とします。
- 保険金をお支払いできない主な場合
・同居の親族に対する損害賠償責任
・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 など

特 約 名	特 約 の 概 要
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
待機期間不適用特約	弊社が待機期間（始期日から30日間をいい、その間に発症した病気は保険金の支払いの対象となりません。）の不適用を認めた場合で、保険証券等の特約欄に「待機期間不適用特約」の記載がある場合に適用されます。
団体扱・集団扱特約	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」や「集団」が、保険料を給与引去または口座振替等の方法により集金する場合に適用されます。

※詳しい特約の内容については、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

9 補償の重複

補償内容が同様の保険契約（ペット保険以外の保険契約に付帯される特約や弊社以外の保険契約を含む）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している保険契約がある場合、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいた上で、お申込みください。
※「どうぶつ健保ふぁみりい」同士、「どうぶつ健保しにあ」同士、「どうぶつ健保ふぁみりい」と「どうぶつ健保しにあ」の重複契約はできません。



ご注意

弊社の別の商品との重複契約の場合には、同一の診療費に対して、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われませんのでご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な特約】

	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	ペット賠償責任特約	自動車保険等の個人賠償責任特約
2	入院および手術のみの支払特約（「どうぶつ健保ぶち」）	ペット保険（弊社の他のペット保険含む）（「どうぶつ健保ふぁみりい」等）

10 2年目以降のご契約継続について

弊社の商品の保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」を適用して引受をさせていただいておりますので、解約等のお申し出がない限り満期後は、原則ご契約は自動的に継続となり、終身ご継続いただけます。



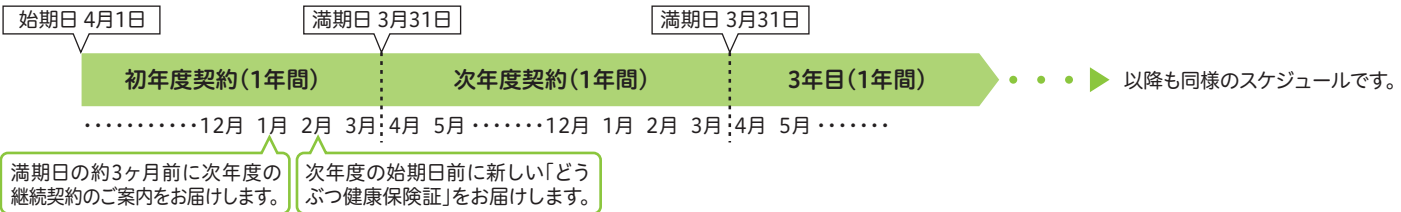
ご注意

- ・ご契約者または弊社より別段の意思表示があった場合や、保険金の支払状況、その他弊社の定めるところにより、ご契約を継続いただけない場合があります。
- ・自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

お手続きについて

- 満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けしますので、契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、必ずお手続きが必要です。お手続きがない場合、ご契約プラン、支払方法（口座情報・クレジットカード情報等）、払込方法（年払・月払）、ペット賠償責任特約の有無等を前年のご契約と同条件で引受させていただきます。
- 「どうぶつ健保べいびい」の場合は、初年度の2ヶ月目以降の支払割合にて継続となります。

〔スケジュール例〕4月1日が始期日の場合



継続時の保険料について

- 2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。ただし、犬・猫・うさぎ・フェレット以外の基本保険料は一律です。始期日時点での年齢が満0歳の混血犬（ミックス犬）は、次年度の継続契約のご案内前に体重確認をさせていただき、申告体重に基づき次年度の保険料をご案内いたします。

多頭割引について

- 次年度の継続契約手続き時に改めて契約頭数を確認の上、適用します。
- 同一どうぶつが「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保ぶち」両方にご契約の場合、多頭割引は適用しません。

健康割増引制度について

- 保険の利用状況によって割増引を適用します。割増引率と判定期間については以下のとおりです。
- 実際に適用となる割増引率については、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書（控）」（どうぶつ健康保険証貼付書類の裏面）でご確認ください。

通院・入院日数／手術回数	0回	1～5回	6～19回	20～39回	40回以上	※左記の割増引率は次年度保険料をご案内した後に変更となる場合があります。変更になる場合は、以下のご注意をご確認ください。
割 増 引 率	10%割引	5%割引	割増引なし	20%割増	50%割増	

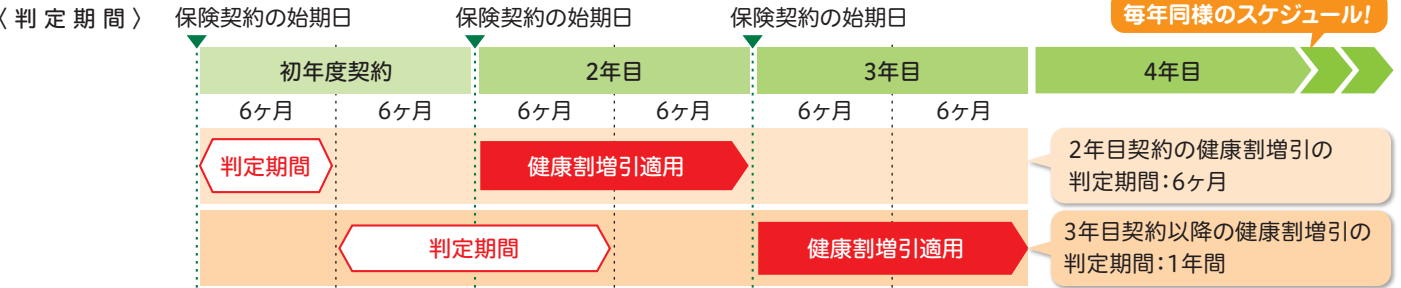
〈保険利用の
カウント方法〉

- 対応病院の窓口で精算した場合：保険を利用した診療日
- 弊社へ直接保険金を請求した場合：弊社にて請求を受付けた日

が判定期間に含まれている場合、通院1日、入院1日、手術1回をそれぞれ1回としてカウントします。

〔例1〕入院2泊3日の間に手術1回となった場合は、4回とカウントします。

〔例2〕同日に2回通院した場合は、1回とカウントします。





ご注意

- ・保険金が支払われた場合は、支払の取下げをお受けできませんのでご了承ください。
- ・判定期間終了後に、「どうぶつ健保」対応病院からの保険請求が遅れて当社に届いた場合や、保険利用後に対象外と確認された場合等に保険利用のカウントが変更となることがあります。その結果、次年度保険料をご案内した後に健康割増引率が変わる場合があります。
- ・判定期間をまたいで入院する場合、入院開始日に全日数分がカウントされます。

※実際に適用となる割増引率については、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書（控）」（どうぶつ健康保険証貼付書類の裏面）でご確認ください。
※判定期間中の保険利用状況は、マイページの「健康割増引の確認」をご確認ください。

「どうぶつ健保しにあ」への移行について

8歳以上の犬・猫の場合は、継続時に「どうぶつ健保ふぁみりい」から「どうぶつ健保しにあ」への移行が可能です。なお、「どうぶつ健保しにあ」から「どうぶつ健保ふぁみりい」への再移行は、条件*を満たす場合に限り、可能です。
*「どうぶつ健保しにあ」の商品概要および「どうぶつ健保ふぁみりい」への移行条件については、弊社ホームページまたは「どうぶつ健保しにあ重要事項説明書」でご確認いただけます。

3 | 保険料について

1 保険料の払込方法

払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む「年払」と12分割して払い込む「月払」があります。
※月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)
ただし、「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱契約の場合は分割割増は適用されません。

2 保険料の支払方法とスケジュール

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」(初年度契約)

- ① **郵送でのお申込みの場合** 保険料の支払方法は、クレジットカードか口座振替でのお支払いとなります。(現金はお取扱いしておりません。)
- 口座振替払・・・12月(金融機関が休業日の場合は翌営業日)が振替日となりますので振替日の前日までに登録口座に保険料相当額をご準備ください。
 - クレジットカード払・・・1日ご利用日となります。(カードの種類により前後する場合があります。)
- 金融機関からのお引去日につきましては、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問い合わせください。
- 保険契約の始期月に保険料を引落としします。月払は、始期月に12分割した2回分の保険料をお支払いいただき、翌月以降10ヶ月間は1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。
- ② **オンライン加入の場合** 保険料の支払方法は、クレジットカードでのお支払いとなります。
- 初回保険料・・・保険契約のお申込時にお支払いいただきます。(月払の場合は12分割した2回分の保険料)
 - 月払の第2回目以降の保険料・・・始期日の属する月の翌月以降10ヶ月間は1回分ずつ保険料を順月でお支払いいただきます。(利用日は毎月1日となります。)

(例) 3月1日申込日
4月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

ただし、お申込日が31日などで翌月応当日がなく、翌々月1日が始期日となる場合には、下表のとおりとなります。

(例) 3月31日申込日
5月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	—	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

(2)「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱契約(初年度契約・継続契約を含む)

- 団体扱契約・・・お勤め先等による給与引去または口座振替でのお支払いとなります。
- 集団扱契約・・・口座振替でのお支払いとなります。

保険契約の始期月の翌々月より給与引去または口座振替が開始となります。

(3)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」「どうぶつ健保きずな」

- ① **年払の場合** 保険料の支払方法は、クレジットカードまたは現金・デビットカードによる即時引落とし、または口座振替(後日引落とし)となります。
※現金・デビットカード・口座振替をお取扱いできない場合もあります。
【口座振替払のスケジュール】
始期月の翌々月12日に引落としとなります。
- ② **月払の場合** 初回保険料・・・お申込当日に12分割した2回分をお支払いいただきます。※保険料の支払方法はクレジットカード等となります。
第2回目以降保険料・・・保険契約の始期月の翌月以降10ヶ月間は、1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。(利用日は毎月1日となります。)

●「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

(例) 3月1日申込日
4月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$



「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」のお申込日が、すまいるべいびいの始期日(お引渡日)より後である等の理由により、上記スケジュールとは異なる場合があります。この場合は別途、お支払いに関するご案内をお送りしますのでご確認ください。

●「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」「どうぶつ健保きずな」

(例) 4月1日が
始期日の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

ただし、お引渡し日(始期日)が月の後半である場合など、始期月の翌月に第2回目保険料をご請求できなかった場合には、下表のとおり始期月の翌々月に2回分の保険料をご請求させていただきますのであらかじめご了承ください。

(例) 4月29日が
始期日の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

(4)継続契約(団体扱・集団扱契約を除く)

始期月前月に口座振替等により保険料を引落としします。月払は、始期月前月から順月で12分割した保険料の1回分ずつをお支払いいただきます。

3 保険料の払込期日と猶予期間

払込期日とは、保険証券等に記載された保険料の払い込みに関する期日をいいます。この期日までに保険料を払い込みください。

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」

- ① 初回保険料および第2回目以降の月払保険料の払込期日と払込猶予期間満了日は、以下のとおりです。

払込猶予期間内に所定の保険料が払い込まれない場合には、ご契約が解除され保険金が支払われませんのでご注意ください。
なお未払いが発生した場合、下表の払込期日または払込猶予期間満了日までに保険料を払い込みいただいても、弊社で入金の確認ができるまでの間、「どうぶつ健保」対応病院での窓口精算を含む保険金のお支払いができませんのでご了承ください。

- 初回保険料
・初年度契約(オンライン加入を除く)
- ・継続契約

(例) 4/1 始期日の場合

4/1	4月(始期月)	4/30	5月(始期月の翌月)	5/31
-----	---------	------	------------	------

※初回保険料払込猶予期間満了日について

- ご契約者に故意または重大な過失がなかったと弊社が認める場合は、始期月の翌々月末日とします。
- オンライン加入に限り、初回保険料未払いの場合は払込猶予期間がありませんので、契約は成立しません。

● 第2回目以降の月払保険料

(例) 4月の保険料が
未払いの場合

4/1	4月(当月)	4/30	5月(翌月)	5/31
-----	--------	------	--------	------

【保険料未払いの場合のお取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回数により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが弊社で確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストア等「払込取扱票」や「保険料再請求のお知らせ」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

② 団体扱・集団扱契約

保険証券等でご確認いただいた上で、払込期日までに保険料を払い込みください。なお、払込期日は次のとおりです。

保険料の支払方法	年払保険料および初回の月払保険料の払込期日	第2回目以降の月払保険料の払込期日
給与引去	保険契約締結後、団体が保険料控除手続きを行い得る最初の給与支払日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の給与支払日が属する月の翌月以降毎月の給与支払日
口座振替	保険契約締結後、団体または集団が保険料の口座振替を行い得る最初の口座振替日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の払込期日が属する月の翌月以降毎月の口座振替日

【団体扱・集団扱特約が失効した場合の未払込保険料】

以下の理由等により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合は、保険料全額から既に払い込まれた月払保険料の全額を差し引いた未払込保険料の全額を、未払込保険料の払込猶予期日までに、団体や集団を経ずに一括して弊社に払い込みください。

- 退職等によりご契約者が団体の役職員でなくなった場合
- ご契約者が集団の構成員でなくなった場合
- 団体や集団と弊社の間で交わしている「保険料集金に関する契約書」に定められたご契約者の人数に不足する場合
- 口座振替方式で、2回連続して振替不能となった場合 など

(2)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」「どうぶつ健保きずな」

第2回目月払保険料の払込期日は、始期月の翌月末日であり、以降毎月末日となります。この期日までに保険料を払い込みください。

【口座振替払の場合】

払込期日は、保険料支払日が属する月の月末となります。この期日までに保険料を払い込みください。なお、払込猶予期間は払込期日の翌々月末となります。(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)

【保険料未払いの場合の取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回目により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが弊社で確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストア等「払込取扱票」や「保険料再請求のお知らせ」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

4 契約の解約と返還保険料

ご契約者の意思による解約(任意解約)

ご契約を解約される場合はマイページまたは書類でお手続きください。解約の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求しません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち、払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分を請求します。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがあります。

 一旦、この保険契約を解約された後に同じどうぶつについて新たに弊社のペット保険にお申込みいただく際には、どうぶつの健康状態によっては新たにご契約いただくことができない場合、あるいは特定のケガ・病気が保険の対象外となる場合があります。また、新規契約扱いとなりますので、病気が保険の対象とならない待機期間が適用されます。(次年度以降の継続契約には適用されません。)

5 契約の失効と返還保険料

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、マイページまたは書類でお手続きください。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割

- 契約内容および失効の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、失効された月の翌月以降も引落としが発生することがあります。

詳しいお手続きにつきましては、P15(Q6)をご覧ください。

6 重大な事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、書面による通知をもって保険契約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者が保険金を支払わせる目的で契約どうぶつにケガ・病気を被らせ、または被らせようとした場合
- (2) 保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (4) 上記のほか、(1)から(3)と同等に弊社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

1 書面によるお手続きが必要なもの

- どうぶつの死亡 (死亡日より90日超経過) } ... マイページから発送の依頼をしていただくか、弊社へご連絡ください。(P15のQ6をご覧ください。)
- 保険契約の継承(譲渡) } ... 弊社へご連絡ください。
- ご契約者の死亡 } ... (マイページからの発送依頼はできません。)

あんしん
サービスセンター

0800-888-8256



受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

2 マイページでお手続き可能なもの

弊社ではホームページ上に、契約ごとの「マイページ」をご用意しています。Web上でお手続きができますのでぜひご利用ください。

ご契約内容のお手続き
●ご契約者情報の変更 住所・電話番号・メールアドレスの変更、改姓等
●支払情報の変更 (別の口座にする、別のクレジットカードにする) ※お客様のお持ちの口座によっては登録・変更ができない場合があります。金融機関にお問い合わせいただくか、口座振替依頼書(書類)をお取寄せの上、お手続きください。
●パスワードの変更
●「どうぶつ健康保険証」のお写真変更
●「どうぶつ健康保険証」の再発行
●「保険金受取口座」の登録・変更
●どうぶつ死亡、保険契約の解約 ※詳しいどうぶつ死亡のお手続きについては、P15(Q6)をご覧ください。
●お手続き書類の発送依頼 どうぶつの死亡、保険料振替口座の変更 ※支払方法をクレジットカード払から口座振替払への変更(またはその逆)をご希望の場合は、次年度契約からとなります。
●「WebでEco!」のご登録
●継続契約のお手続き

※団体扱・集団扱契約の場合、一部ご利用できないものもあります。ご了承ください。

各種書類のダウンロード
●Web 保険証券*の閲覧・ダウンロード *ご契約内容がすべて確認できる書類です。
●保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)
●手術内容証明書 「どうぶつ健保」対応病院以外で手術を受ける場合に必要です。
●保険金請求書類 送付用ラベル 直接弊社へ保険金をご請求いただく場合に ご利用ください。

※ダウンロードの上、印刷してご使用ください。



あんしんサービスセンターまで ご連絡いただく際のご注意事項

- 各種変更・登録等のお手続きは、ご契約者本人よりご連絡ください。
- ご契約内容の照会は、ご契約者本人、あるいは被保険者より受付いたします。
※照会内容によっては、被保険者へご案内できない場合がございます。
- ご本人確認*を実施の上でご案内いたしますので、ご契約内容が確認できる書類(「どうぶつ健康保険証」や「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等)を必ずお手元にご用意ください。
*ご契約者名、証券番号、お電話をかけていただいている方のお名前、ご契約者との関係(ご契約者本人・被保険者・左記以外の第三者)等をお伺いします。
- 耳や言葉の不自由なお客様はこちらのお問い合わせフォームをご利用ください。



ご契約状況の確認

- ご契約内容の照会
- 保険料払込状況の確認
お支払いいただいた保険料の入金日等をご確認いただけます。「どうぶつ健保ふぁみりい」に限りです。(団体扱・集団扱を除く)
- 健康割増引の確認
- 保険金等ご利用明細
「どうぶつ健保」対応病院の窓口でご精算いただいた保険金や、弊社へ直接ご請求いただいた保険金のお受取状況の詳細をご確認いただけます。
- 保険金請求手続き状況の確認
弊社へ直接ご請求いただいた保険金の請求受付からお支払いまでの進捗状況をご確認いただけます。

「e-どうぶつ保険証」の表示

保険金請求のお手続き

ご利用の際には弊社発行のパスワードが必要となります。

下記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン



https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/



アニコム損保マイページ

検索





Q1 改姓しました。 どのような手続きが必要ですか？

- A** (1)改姓の手続きをマイページまたはお電話でお願いします。
(2)保険料の支払方法が口座振替の場合は、口座振替の再登録が必要です。マイページまたは書類(預金口座振替依頼書)でお手続きください。

Q2 契約した後に、途中で支払割合は 変更できますか？

- A** 支払割合は保険期間の途中では変更ができません。継続のご案内の際にお申し出ください。
なお、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。

Q3 マイページのログインに必要なパスワードがわ かりません。

- A** 「マイページ」のログインに必要なパスワード(半角英数字および記号を含んだ6桁～10桁)は、初年度は「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」にて、2年目以降は、満期の約3ヶ月前に弊社からお送りする「継続契約についてのご案内」または「自動継続のご案内」にてご案内します。

※パスワードの表示が「*****」の場合は、お客様ご自身でパスワードをご記入、ご登録いただいております。
また、パスワードの確認書類がお手元ない場合は、以下2つのいずれかの方法で再発行が可能です。

(1)インターネットでの再発行

https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/index.php/password_changeのサイト上で、「証券番号」「ご登録の電話番号」を入力の上、お手続きをお願いします。



(2)書面での再発行

あんしんサービスセンターへご連絡ください。書面を郵送いたします。

Q4 先月は口座振替できていましたが、残高不足により、 今月は振替できませんでした。どうしたらいいですか？

- A** 翌月に再度、保険料振替口座に請求いたしますので、振替日の前日までにご準備ください。月払の場合は、翌月分保険料とあわせての請求となります。なお、ご契約の状況により、コンビニエンスストア等「払込取扱票」にてお支払いいただく場合がございますので、詳しくは払込票に記載のご案内をご確認ください。



保険料の入金が確認できるまでの期間は、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできませんので、弊社へ直接ご請求ください。保険料の入金が確認でき次第、保険金支払のお手続きを始めさせていただきます。

Q5 どうぶつを譲渡することになりました。 何か手続きが必要ですか？

- A** ご契約者本人よりあんしんサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の継続を希望される場合、希望されない場合に応じて手続方法をご案内します。

(1)ご契約の継続を希望の場合

保険契約の承継(譲渡)になりますので、現在のご契約者(譲渡される方)と今後のご契約者(譲受人)連名で書類でのお手続きをしていただきます。なお未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括でご請求させていただきます。

(2)ご契約の継続を希望されない場合

解約のお手続きになります。

Q6 どうぶつが死亡しました。

- A** 必ずお手続きが必要です。
●マイページでの手続き(お亡くなりになってから90日以内)
●電話での手続き(お亡くなりになってから90日以内)
※一部契約状況により書面手続きが必要な場合があります。
●書面(解約書類)での手続き
※あんしんサービスセンターにお電話いただくか、マイページにて書類送付をご依頼ください。

お亡くなりになってから90日超経過している場合のお手続きについて

マイページでのお手続きはできませんので、書面でのお手続きとなります。また、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書類(死亡診断書、火葬等の領収書のコピー)の提出が必要となりますので、弊社より書類が届けましたら同封の上、ご返送ください。なお、死亡確認の書類をご提出いただけない場合は、任意解約扱い(お申し出時点で解約)となりますのでご了承ください。



ご契約後に以下の事由が生じた場合には、弊社まですみやかにご通知願います。

- ご契約者が住所を変更されたとき
- 保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡(ご契約者を変更)されるとき
- ご契約者が死亡されたとき
- ご契約のどうぶつが死亡したとき

第2章 保険金請求について

1 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

- ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
- 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

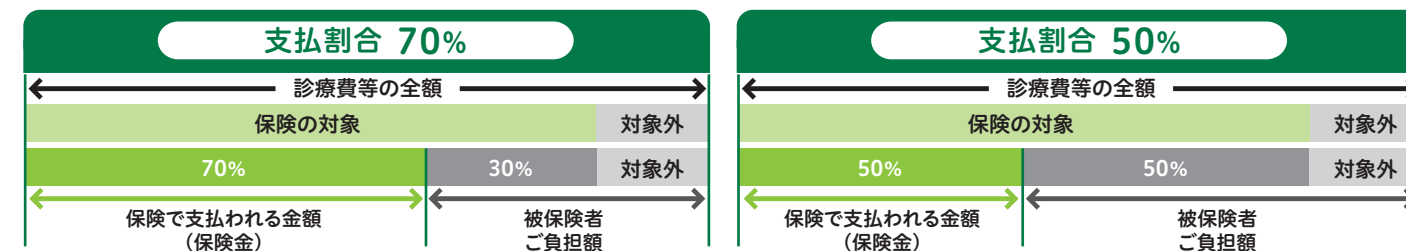
※各診療の形態について

通院 診療が必要な場合において、家庭どうぶつが入院以外の診療を受けることをいいます。

入院 自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。(静脈点滴を伴う治療、酸素室を使用する治療、抗がん剤の治療等の行為をいい、契約者、被保険者都合のお預かりは含みません。)

手術 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

支払われる保険金の計算方法



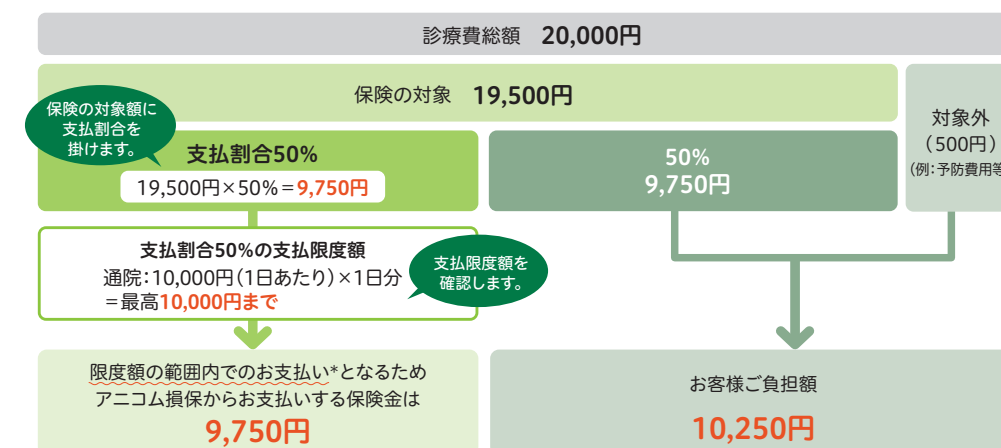
「どうぶつ健保べいびい」にご契約の方へ

保険契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、上記支払割合での保険のご利用は、1年間ではなく1ヶ月間となります。

※通院・入院・手術といった診療形態ごとの支払限度額・限度日数(回数)があります。詳しくはP6「5 補償内容について」をご覧ください。

保険金の計算方法 例 下痢をして1日通院したら20,000円かかりました。

支払割合50%の場合 ※20,000円のうち、19,500円が保険の対象とします。



*支払割合を掛けた金額が支払限度額を上回った場合は、支払限度の最高額までのお支払いとなります。

例 1日の通院で保険の対象が30,000円の場合

30,000円×50%
= 15,000円

通院1日の支払限度額
10,000円まで

アニコム損保からお支払いする
保険金は10,000円となります。

2 保険金をお支払いできない場合

1 主な保険対象外の例

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

既往症・先天性異常 等	●ご契約の始期日（継続契約の場合は、初年度契約の始期日とします。）より前（ペットショップ等動物取扱業者からお迎えの場合、お引渡し時より前）に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常 等 ●特定傷病除外特約（「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載）に該当するケガおよび病気・先天性異常 等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	●犬パルボウイルス感染症 ●犬ジステンパーウイルス感染症 ●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬伝染性肝炎 ●犬アデノウイルス2型感染症 ●狂犬病 ●犬コロナウイルス感染症 ●犬レプトスピラ感染症 ●フィラリア感染症 ●猫汎白血球減少症 ●猫カリシウイルス感染症 ●猫ウイルス性鼻気管炎 ●猫白血病ウイルス感染症 ただし、これらの病気の発症日がその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合は、保険金をお支払いします。
妊娠・出産にかかわる費用 等	●家庭どうぶつの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気 等
（保険制度運営上）ケガ・病気にあたらぬもの 等	●去勢（停留睪丸による去勢を含む）・避妊手術 等 ●乳歯遺残、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍（サイ：へそ）ヘルニア、そけいヘルニア 等 ●歯石取り、過長歯に起因するすべての処置（不正咬合を含む）、肛門腺しぼり 等 ●耳掃除、爪切り（狼爪（ろうそう）の除去を含む）、断耳、断尾 等
予防費用 等	●マイクロチップの装着費用 ●予防目的の診療費（狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等） ※駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは保険の対象外となります。
検査費用	●健康診断費用 等 ●健康体に施す検査（症状を伴わない血液検査・糞便検査・フィラリア検査）費用 等
健康食品・医薬部外品 等	●動物病院で処方される療法食 等（ただし、入院中の食餌を除く） ●獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの（健康補助食品（サプリメント）、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を輸入して処方された場合 等） ●持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー 等（薬用・医薬品を含む）※承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして保険の対象外となります。
代替医療 等	●中国医学（鍼灸を除く）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、理学療法（リハビリテーション）等の代替医療、減感作療法（医薬品を使用する場合も含む） 等
治療付帯費用 等	●時間外診療費、往診料（ただし、「どうぶつ健保べいびい」最初の1ヶ月間（支払割合100%期間）および「どうぶつ健保はっぴい」「どうぶつ健保さずな」最初の1ヶ月間を除く）、文書作成料 等 ●ペットホテルまたは預かり料（治療中であっても契約者、被保険者都合のお預かりの場合は保険の対象外となります。）、散歩料、またはこれらの同種の費用 等 ●カウンセリング料、相談料、指導料 等 ●安楽死、遺体処置および解剖検査（死因分析） 等
その他	●ご契約いただいているどうぶつではない ●保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない ●診療日時点で保険契約が解約・解除・取消されている ●契約者・被保険者により故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気 等 ●地震、噴火またはこれらによる津波（風水害等を含む）が原因で生じたケガ・病気 等

※すべてを記載しておりませんので、上記以外については別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

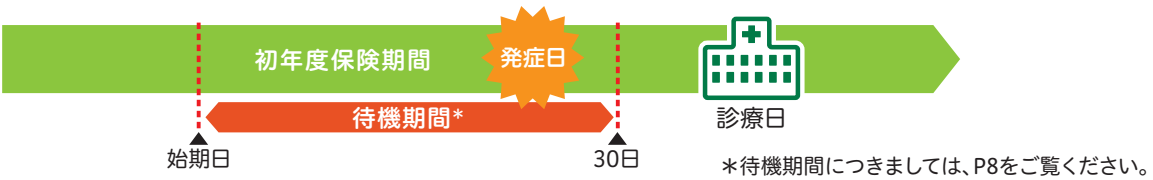
(1) ケガ・病気、先天性異常（病気の場合、確定診断ができる前の症状を含む）の「受傷日」「発症日」が初年度契約の始期日より前に該当する場合

※弊社指定の獣医師による検査や、動物病院様のご協力の下、詳細な調査を行う場合があります。
※ケガ・病気の原因が生じたときに保険契約の始期日前であった場合、診療日が保険期間内であっても保険金のお支払いはできません。



(2) 「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約の待機期間中に発症した病気、およびその病気の継続診療に該当する場合

※他院での受診があった場合を含みます。 ※診療日が待機期間終了後であっても、お支払いできません。
※ケガは待機期間中に受傷した場合でも保険の対象となります。
※弊社指定の獣医師による検査や、動物病院様のご協力の下、詳細な調査を行う場合があります。



(3) 「どうぶつ健康保険証」の「特記事項」に記載のあるケガ・病気、またはそれに起因するケガ・病気

※動物病院にて該当するかの判断が難しい場合には、後日直接弊社へ保険金の請求をお願いすることがあります。
※特記事項に記載の内容が事実と異なる場合は弊社までご連絡ください。



(4) 保険期間外に診療を受けた場合

※ケガの受傷日、病気・先天性異常の発症日が保険期間内であっても、診療日が保険契約終了後の場合、お支払いできません。



(5) 限度日数（回数）に達している場合

※限度日数（回数）はご自身で管理ください。詳しくはP20「保険利用回数の管理」をご覧ください。



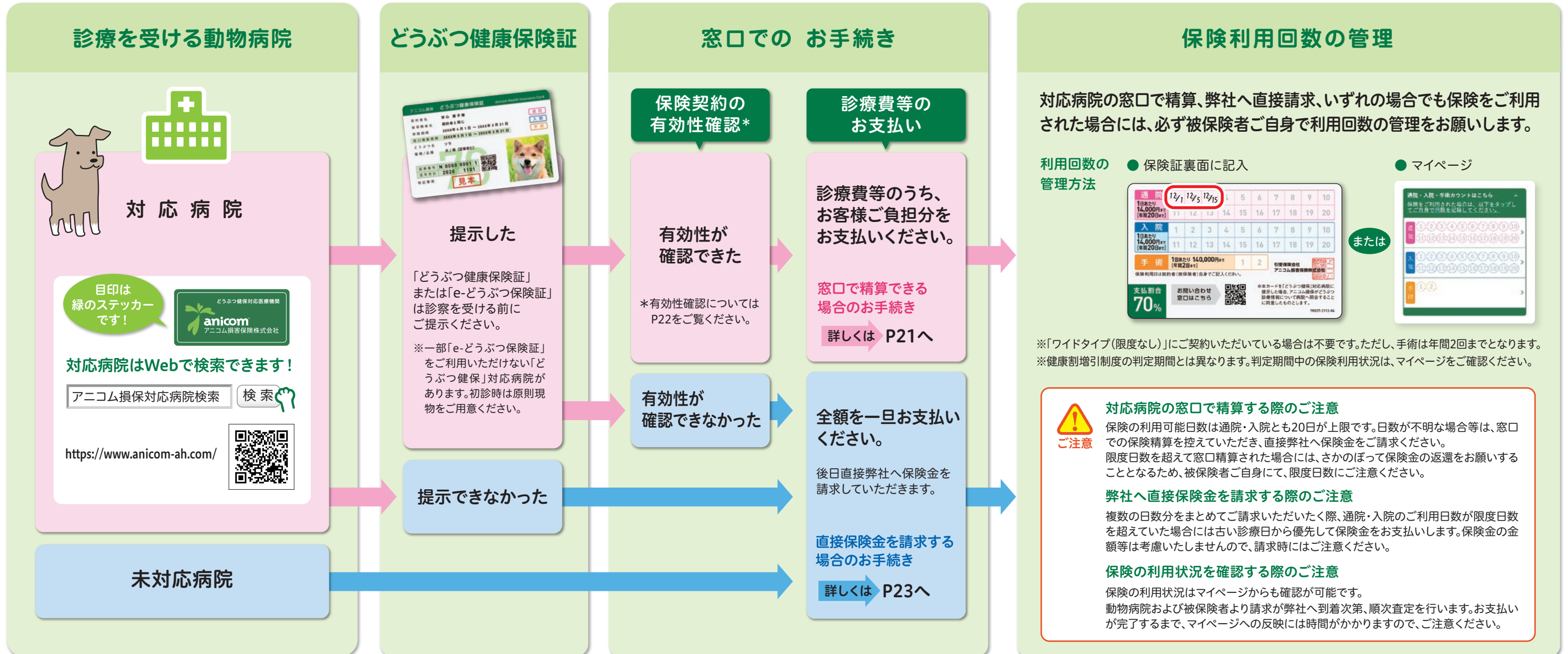
上記に該当する場合は、保険金の返還をお願いすることがあります。
お支払いした保険金の一部または全部をご返金いただく必要が生じた場合で返還すべき保険料があるときは相殺し差額を精算することがあります。該当する場合には、個別に詳細をご案内いたします。

3 保険金請求手続きの流れ

窓口で精算を行うメリット

「どうぶつ健保」対応病院の窓口で
できます。後日弊社に直接保険金
「どうぶつ健保」対応病院において
被保険者に代わってその対応病院

は、「どうぶつ健康保険証」を提示することで、その場で保険金請求
をご請求いただく手間がなく、とても便利にご利用いただけます。
「どうぶつ健康保険証」を提示して窓口での精算を受けられた場合は、
が弊社へ保険金を請求、受領することとなります。



4 窓口で精算できる場合のお手続き

「どうぶつ健康保険証」の提示をもって、保険金請求の意思表示および、契約者・被保険者の個人情報を含むどうぶつ診療情報を、弊社が保険金のお支払いに必要な範囲内で対応病院に照会することに同意したものとします。

窓口で精算できる3つの条件

- ① 「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けること
- ② 窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること
- ③ 病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること

1 「どうぶつ健保」対応病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し、診療を受けてください。保険契約の有効性を確認*させていただきます。

※「どうぶつ健康保険証」のご提示がないと、有効性が確認できず窓口での精算ができません。

*有効性確認については、P22をご覧ください。



「どうぶつ健康保険証」を提示できなかった場合 P23「直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

2 保険契約が有効であることを確認したのち、病院の窓口で精算してください。診療費等のうち、保険金の額を差し引いたお客様ご負担分をお支払いください。

※お客様ご負担分については、P16 をご覧ください。

お手続き完了

以上のお手続きにより、対応病院の窓口で保険金のご請求手続きが完了します。その後、対応病院より弊社へ請求が到着次第、順次査定を行います。そのため、お手続き上不備がある場合や診療費のお支払い内容について不明点がある場合は、後日弊社より被保険者に確認、ご返金のお願いのご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。「被保険者または提携病院等が、弊社が求める保険金請求書類の提出を完了した日」が保険金支払いの起算日となります。



ご注意

窓口での精算後の取消し・変更や、診療日以降さかのぼって窓口で精算することはできません。次年度の健康割増引制度等にも影響するため、窓口で精算する際には保険の利用回数等にご注意ください。

5 窓口で精算できない場合の具体例

以下の場合、診療費等の全額を一旦お支払いいただき、後日直接弊社へ保険金をご請求ください。※詳しい請求方法については、P23「直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

● 対応病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

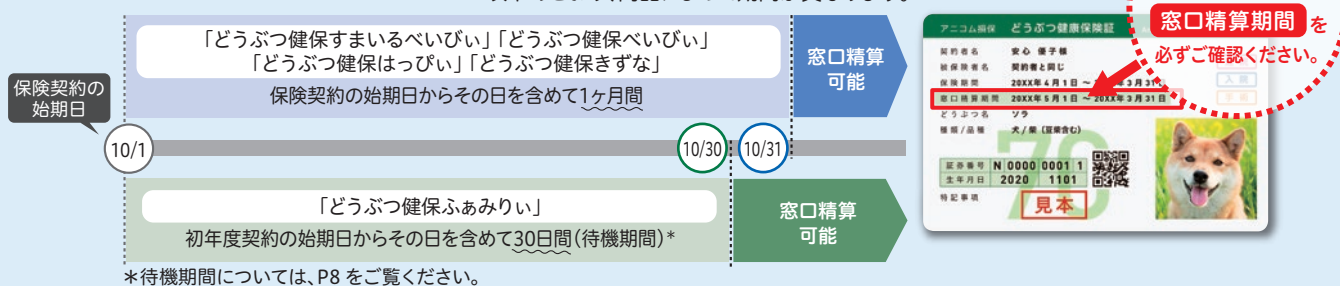
「どうぶつ健保」対応病院で診療を受ける場合であっても、保険契約の有効性*が確認できない場合は、窓口で精算することができません。

* 保険契約の有効性確認・・・ 対応病院が弊社に対して、「ご契約が有効であるか」「窓口精算が可能な条件を満たしているか」を確認することをいいます。

保険契約の有効性が確認できない主な場合

- ▶ 被保険者が病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し忘れたとき
- ▶ 弊社にて保険料の入金が確認できていないとき
- ▶ 同日に複数回通院または入院した場合の2回目以降の診療を受けたとき
- ▶ 窓口精算ができない期間に診療を受けたとき

窓口で精算ができない期間とは・・・ 初年度契約の始期日から窓口精算ができない期間のことをいいます。以下のとおり、商品によって期間が異なります。



*待機期間については、P8 をご覧ください。

※窓口精算可能な期間に通院等をされた場合であっても、ケガ・病気をした日が初年度契約の始期日前や、待機期間中(「どうぶつ健保ふぁみりい 初年度契約」のみ)に発症した病気の場合は保険の対象外となり、窓口での精算もできませんのでご注意ください。詳しくはP18をご覧ください。

● 「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合

● 他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチンなどの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合には、「発症日」より前に接種したワクチン証明書のコピーをご提出いただく必要があります。また、獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合には、「獣医師の診断書・証明書のコピー」をご提出ください。※診療明細書(または領収書)の控えが必要な場合には、ご自身でコピーの上お手元に保管いただきますようお願いいたします。※婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方が被保険者として、保険金請求を行う場合、関係性を確認させていただくための書類をご提出いただくことがあります。

● その他

- ▶ 入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にまたがっているとき(次年度もご継続いただいている場合を含む)
- ▶ 夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき
- ▶ 病院の会計システムの都合で窓口での精算ができないとき(1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含む)

6 直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き

お手続きをスムーズに行うため、診療日から30日以内(入院の場合は退院日より30日以内)に保険金請求書類をお送りください。

動物病院の窓口で

- 1 動物病院の窓口で診療費等の全額を一旦お支払いください。
- 2 診療後、診療明細書(または領収書)を必ずお受取りください。



保険金の請求方法

- 1 診療後、診療明細書(または領収書)の記載に不足がないか確認してください。

必ず右記が記載されているか確認してください。

保険金請求手続きに必要な項目となりますので、不足している項目がある場合は余白または裏面に、動物病院でご記入いただくか被保険者ご自身でご記入ください。

- ① 被保険者名(飼い主名等の表記でも可)
- ② どうぶつ名
- ③ 動物病院情報(病院名・電話番号)
※系列病院が複数記載されている場合は、該当病院に○印をつけてください。
- ④ 内訳
- ⑤ 診療日
- ⑥ 診断名もしくは症状名
- ⑦ 受傷日/発症日
- ⑧ カルテ番号(診察券等でわかる場合)

例 領収書(原本)

サクラちゃん 2 領収書 5 No.0123
1 安心優子 様 20XX年 8 月 7 日
カルテ NO:00222 8
金額 ¥2,970 - 4 再診料 500円
但 治療もし レントゲン検査 1,000円
上記正に領収いたしました 内服薬(抗生剤) 1,200円
内訳 咳、嘔吐、下痢 6
小計 2,700
消費税等 270
7 発症日 20XX/8/3日
3 アニコム動物病院
〒160-8352
東京都新宿区西新宿8-17-1
03-1234-XXXX

レシート

アニコム動物病院
新宿区西新宿8-17-1
03-1234-XXXX
20XX年8月1日 イベルメック
診察料 ¥500
内服薬 ¥2,500
内服薬 ¥1,200
小計 ¥4,200
セラムド・オリゴノール 200円
シメツル 1,000円 お支払いに

お願い

速やかにお支払手続きが進むよう、動物病院発行の明細書、領収書には薬の名前、シャンプーなど製品名と金額を動物病院で記入いただくか、被保険者ご自身でご記入ください。

2 オンライン請求(マイページ)または LINE、郵送で保険金の請求を行ってください。

請求方法と必要な書類

	オンライン請求 (書類を撮影して画像で送ってください)	LINE 請求 (書類を撮影して画像で送ってください)	郵 送
通 院	○ 診療明細書または領収書	○ 診療明細書または領収書	○ ● 保険金請求書 ● 診療明細書または領収書
入 院	○ 診療明細書または領収書	○ 診療明細書または領収書	○ ● 保険金請求書 ● 診療明細書または領収書
手 術	○ ● 診療明細書または領収書 ● 手術内容証明書*	LINE での請求不可	○ ● 保険金請求書 ● 診療明細書または領収書 ● 手術内容証明書*

オンライン請求、LINE請求においては、書類を撮影して画像で送ってください。

*手術内容証明書は、「どうぶつ健保」未対応病院の場合のみ、提出してください。対応病院で手術した場合は不要です。

重要

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合、保険金請求書と診療明細書(または領収書)に加えて、「手術内容証明書」が必要です。

「どうぶつ健康保険証」送付のご案内時に同梱の手術内容証明書または、マイページで手術内容証明書をダウンロードして記入を依頼してください。

※WebでEco! ご登録の方には同梱していません。

診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入いただけてください。同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。

※文書作成料は被保険者のご負担となります。

※「手術」の定義については、P 1「主な用語の説明」をご覧ください。



CT、MRI は手術扱いではありません。手術を伴わない通院もしくは入院時にこれらの検査を行った場合、通院もしくは入院の支払限度額内での補償となります。

(1) オンラインで保険金の請求を行う場合

- ① アニコム損保公式ホームページより、ご自身のマイページにアクセスしてください。
- ② 保険金受取口座とメールアドレスを登録の上、保険金をご請求ください。

※請求手続きが完了した日を到着日とします。

マイページをご利用の際にはこちら！

ご利用の際には弊社発行のパスワードが必要となります。

下記URLへアクセス 》 証券番号・パスワードを入力してログイン



(2) LINEで保険金の請求を行う場合

- ① アニコム損保LINE公式アカウントと友だちになってください。
- ② 契約情報を登録の上、保険金をご請求ください。

※以下を到着日とします。

営業日当日の17:30までに申請が完了した請求：当日

営業日当日の17:30以降に申請が完了した請求：翌日



(3) 郵送で保険金の請求を行う場合

- ① 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)を記入してください。
複数回にわたって診療を受けた際は、まとめてご記入ください。
- ② 必要書類を封筒に入れて、送付用ラベルを貼り、ポストへ投函してください。

※アニコム損保に必要書類が到着した日を到着日とします。

お手続き完了

すべての書類が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる下記の場合につきましては、それぞれの日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

※診療後、日数が経過されてからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。

※書類に不備や記入もれがあった場合には、すべての確認が完了した日からその日を含めて30日以内にお支払いとなります。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日



ご注意

お支払いした保険金は、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。
書類に不備があった場合は全ての書類が不備なく到着した日となります。

Q&A (保険金請求について)

Q 1 去勢、避妊手術は保険の対象となりますか？

A 予防目的の去勢、避妊手術は保険の対象となりません。
ただし、乳腺腫瘍などの治療の一環としての手術を行う場合は保険の対象となります。

Q 2 CTやMRIは保険の対象となりますか？ また、手術として補償されますか？

A 保険の対象となる診療における検査であれば、保険の対象となりますが、**手術扱いではありません。**
手術を伴わない通院もしくは入院時にこれらの検査を行った場合は、通院もしくは入院の支払限度額内でのお支払いとなります。

Q 3 症状があり通院しました。お薬の処方がなく「再診料」(診察料金)のみでしたが、保険金請求できますか？

A はい、できます。お薬の処方がない場合も保険の対象となりますので、ご請求ください。
ただし、保険金請求時には、必ず症状名の記載をお願いします。

Q 4 処方食は補償の対象となりますか？

A お持ち帰りの処方食は治療目的であっても対象外です。

Q 5 1日に2回通院した場合、支払限度額はいくらになりますか？

A 同日に複数回通院した場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

(例) 支払割合70%の場合

8/1 通院2回	午 前	午 後
保険の対象となる診療費	16,000円	5,000円
支払割合70%	16,000円×70%=11,200円	5,000円×70%=3,500円
	11,200円 + 3,500円 = 14,700円	
1日の通院の支払限度	14,000円まで	
お支払いする保険金	14,000円	

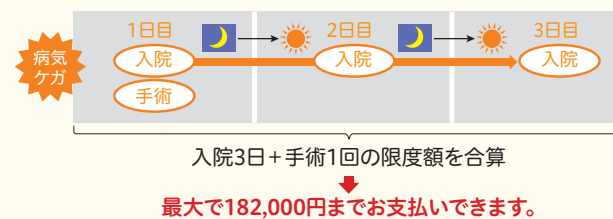
Q 6 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日？3日？その時、手術を受けたら、支払限度額はようになりますか？

A 入院3日と数えます。手術を伴う場合、入院がセットとなり、それぞれの支払限度額を合算して適用します。
〔例〕支払割合70%の場合 入院3日と手術1回の支払限度額を合算、最大で182,000円までお支払いできます。

●入院日数



●手術を伴う場合、入院がセットとなりそれぞれの支払限度額を合算して適用します。

**Q 7** 請求した保険金はいつ支払われますか？

A 必要な書類を弊社で受付した日から**30日以内**を目安とし、順次お支払いしております。ただし、動物病院等に診療内容を照会する必要がある場合には、90日以内を目安にお支払いをしております。また、30日を超える場合は、別途、事前にご案内を送りしております。

Q 8 保険金請求後(窓口での精算含む)の取消しはできますか？

A 補償を受けられた後、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。
次年度の健康割増引制度等にも影響するため、請求の際には保険の利用回数等にもご注意ください。

Q 9 保険金支払いの詳細はどこから確認できますか？

A マイページの「保険金受取実績」にてご確認くださいませ。なお弊社が受付前のご請求に関しては掲載されません。

Q 10 直接保険金を請求した場合、利用回数が限度回数を超えていたら保険金の高い診療日から支払ってもらえますか？

A 直接請求いただく際、通院・入院・手術のご利用回数が限度回数を超えていた場合には古い診療日から優先して保険金をお支払いします。保険金の金額等は考慮いたしませんので、請求する前にどの診療を保険利用するかお客様ご自身で調整してください。

Q 11 保険を利用する診療を選びたいのですが。

A 対応病院での診療をお受けになる場合で保険の利用をご希望されないときは、窓口にて「どうぶつ健康保険証」を提示せず、その日は保険を利用しない旨をお伝えください。また、診療日以降に保険の利用をご希望される場合には弊社へ直接請求いただくことで保険金をお支払いすることが可能です。
詳しくはP23「直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

Q 12 現在の保険利用回数を知りたいです。

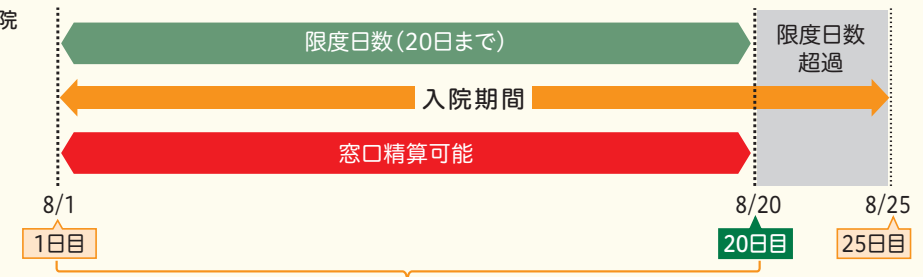
A マイページにてご確認くださいませ。弊社が受付前のご請求に関しては掲載されておりませんので、必ず被保険者ご自身にて利用された診療日を「どうぶつ健康保険証」の裏面にご記入いただき、日数の管理をお願いします。

Q 13 入院をしました。入院日数が入院の限度日数(20日)を超える場合の保険金請求方法を教えてください。

A 入院期間が限度日数を超える場合は、以下にご注意ください。

限度日数内のみ窓口での精算可

例 8/1～8/25まで入院



8/1～8/20までと8/21～8/25までの会計を分けて、20日目となった時点で窓口で精算してください。

※なお、会計を分けて精算するのが難しい場合には、限度日数超過分の項目・金額がわかるように診療明細書等にご記入の上、弊社へ直接ご請求ください。



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

<https://faq.anicom-sompo.co.jp>



7 ペット賠償責任特約について

保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。

ペット賠償責任特約は、主契約に付帯できる特約です。
この特約が適用されているかは、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」または「Web保険証券」等でご確認ください。

※「Web保険証券」はマイページでご確認いただけます。(マイページについては、P14をご覧ください。)

1 保険金をお支払いする場合

ご契約のどうぶつが日本国内において、他人*1や他の動物に咬みついたりすること等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する被害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(例えば、治療費、交通費、慰謝料、休業損害、修繕費 など)ただし1事故につき、支払限度額・被保険者自己負担額*2がありますので、保険証券等でご確認ください。

*1 他人とは、ペット賠償責任特約「用語の説明」の「他人」に定めるご契約者および被保険者にあてはまらない方をいいます。

*2 支払限度額の範囲内で、自己負担額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

2 保険金をお支払いできない主な場合 重要

賠償責任が発生しない場合 （被保険者および被保険者と同一生計を営む同居の親族、別居の未婚の子等が法律上の賠償責任を負わない場合）	■ドッグラン参加犬同士の間での衝突による受傷の場合 ドッグラン参加中の犬同士の間での衝突等により相手の犬がケガをした場合、通常被保険者側に過失が認められないため法律上の賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができません。 ■ご契約のどうぶつが被保険者*以外の方の管理下にある場合 被保険者以外の方にご契約のどうぶつを預けたり、散歩をしている場合で、その方の過失により発生した事故は、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができません。 *被保険者については、P5「3 ご契約者および被保険者」をご確認ください。 ■物損事故の場合の、損害品所有者に対する慰謝料 事故内容や損害内容によって異なりますが、対動物事故の際も、被害者への慰謝料は通常認められません。
賠償責任が発生してもお支払できない場合	●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(例えば、レンタルDVD、滞在中のホテルの室内にある財物など) ●被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任

- 

●**弁護士の委任について**
弊社の同意なく委任された場合の着手金、報酬等についてはお支払いできません。必ず事前にご相談ください。

●**過失相殺について**
被害者や事故の当事者にも不注意等の過失がある場合、その責任の割合に応じて、損害賠償額が減額されることがあります。

3 事故発生時のご注意

(1) 人身事故	重要 まずは被害者の救護を最優先にお願いします。 ① 事故状況について、当事者双方で確認をしてください。 ② 事故を証明するための証人が必要ですが、困難な場合には必要に応じて被害届を警察等に提出いただくよう、被害者にお伝えください。 ③ 咬傷事故の場合は、お近くの保健所に加害届をご提出願います。
(2) 物損事故	① 損害品の賠償金額は、損害品を購入した際の料金を基準として、経過年数分の減価償却を行います。 ② 損害品の写真の撮影*、または損害品現物のご送付をお願いしております。事故が解決するまでは、損害品の保管をお願いします。 *損害状況がわかるような写真(全体像、損害箇所のアップ など) 製造メーカー・型番がわかる部分の写真(衣服のタグ、メガネのつる など)

4 賠償責任事故発生時のお手続き

STEP 1	賠償責任事故の発生を弊社まですみやかに通知してください。 賠償責任事故の受付をご案内します。						
STEP 2	保険金請求手続きをお願いいたします。 ペット賠償責任事故の担当者より、保険金ご請求の流れおよびご提出の必要な損害立証書類についてご説明いたします。 【損害立証書類の例】<table><tr><td>対人身事故の場合</td><td>病院発行の領収書、診療明細書、診断書、交通費に関するメモなど。 (休業損害をご請求される場合は、休業損害証明書や事故前年度の確定申告書の写しのご提出をお願いすることがあります。)</td></tr><tr><td>対どうぶつ事故の場合</td><td>動物病院発行の領収書、診断書など。</td></tr><tr><td>対物事故の場合</td><td>損害品の写真、購入が証明できるもの、修理見積書など。 自動車の損害の場合は、車検証の写しのご提出をお願いいたします。</td></tr></table> ※上記の損害立証書類は一例です。状況によりご提出をお願いする書類が異なりますので、詳しくはペット賠償責任事故の担当者にご確認をお願いいたします。	対人身事故の場合	病院発行の領収書、診療明細書、診断書、交通費に関するメモなど。 (休業損害をご請求される場合は、休業損害証明書や事故前年度の確定申告書の写しのご提出をお願いすることがあります。)	対どうぶつ事故の場合	動物病院発行の領収書、診断書など。	対物事故の場合	損害品の写真、購入が証明できるもの、修理見積書など。 自動車の損害の場合は、車検証の写しのご提出をお願いいたします。
対人身事故の場合	病院発行の領収書、診療明細書、診断書、交通費に関するメモなど。 (休業損害をご請求される場合は、休業損害証明書や事故前年度の確定申告書の写しのご提出をお願いすることがあります。)						
対どうぶつ事故の場合	動物病院発行の領収書、診断書など。						
対物事故の場合	損害品の写真、購入が証明できるもの、修理見積書など。 自動車の損害の場合は、車検証の写しのご提出をお願いいたします。						
STEP 3	被害者との示談前に弊社と打合わせをしてください。 被害者との示談解決については、示談締結前に必ず弊社の保険金支払担当者と打合わせをしてください。 ※被害者には、保険会社との手続きにご協力いただけるようあらかじめお伝えください。 ※事前のご連絡や打合わせがなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。						

※詳しくは、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。



示談交渉(示談代行)について

ペット賠償責任特約においては、弊社担当者が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。
賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。